

業 務 番 号							
設計年度	令和8年度		三原市道路台帳作成及び修正業務委託 三原市 全域 仕 様 書				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要			起 工 理 由				
道路台帳作成及び修正業務 路線網図作成 L=7.82km 測定基図作成 L=7.82km ・ 作業計画 L=7.82km ・ 現況平面図 L=7.82km ・ 台帳平面図 L=7.82km ・ 測定基図 L=7.82km 製本 一式 道路台帳調書作成 L=7.82km							

三原市道路台帳作成及び修正業務委託 特記仕様書

建設部土木管理課

第1章 総則

第1条 目的

本業務は、三原市の令和8年度における道路台帳の修正を行うことを目的とする。

第2条 業務の要旨

1. 道路台帳修正

本業務は、道路改良等によって生じる道路台帳の補正を、原則として道路実施設計図面又は道路工事完成図面等を元資料としてその変化する部分を現地補測して、測定基図、路線網図等を修正又は作成する。

第3条 業務の概要

業務の概要は以下の通りである。

工 種	種 別	規 格	単 位	数 量	備 考
路線網図作成					
	新規・改良路線網図作成		k m	7.82	
測定基図作成					旧本郷町は数値地図
	作業計画（新設・改良・廃止）		k m	7.82	
	測定基図（現況地形）作成		k m	7.82	（新設・改良・廃止）
	測定基図（道路台帳要素）作成		k m	7.82	（新設・改良・廃止）
	測定基図区割り作成		k m	7.82	（新設・改良・廃止）
	測定基図作成		k m	7.82	（新設・改良・廃止）
製本					
	測定基図 PDF 作成 一式		路線	34	
道路台帳調書作成					
	計画準備		k m	7.82	
	座標測定（新設・改良等）		k m	7.82	
	データシート作成		k m	7.82	
	データ入力		k m	7.82	
	演算処理		k m	7.82	
	調書作成		k m	7.82	
	標準横断図作成（製本含む）		路線	0.00	
	台帳閲覧システムセットアップ		式	1.00	
打合せ協議					
	打合せ協議		回	1.00	

※測定基図作成に際し、必要な図面等については、受注者が作成するものとする。

第4条 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか次に掲げる法令等に準拠して実施する。

- 1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- 2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- 3) 国土交通省道路局道路施設現況調査提要
- 4) 地方交付税法
- 5) 測量法（昭和24年法律第188号）
- 6) 三原市公共測量作業規程の準則（国国地発第313号）
- 7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 8) 請負測量作業共通仕様書（平成20年国地企指第49号）
- 9) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）Ver. 2.0
- 10) その他関係する法令等

第5条 疑義

受注者は、本特記仕様書等の業務内容に疑義を生じた場合は、三原市に質問した上で指示を受け、その内容を打合せ記録簿に記載し、相互に確認しなければならない。

第6条 作業計画書

1. 受注者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、三原市に提出し作業の実施計画を説明しなければならない。なお、作業計画書にはおおむね下記事項を記載する。
 - 1) 作業名
 - 2) 作業種別
 - 3) 作業量
 - 4) 作業地区
 - 5) 契約年月日
 - 6) 作業工程計画
 - 7) 主要機器
 - 8) 作業編成
 - 9) 作業実施計画
 - 10) 安全対策（緊急時を含む）
 - 11) 照査報告書（チェックリスト）
 - 12) その他
2. 三原市は、提出された作業計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合は、受注者と協議の上、修正させることができる。

3. 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、三原市に作業変更計画書を提出しなければならない。

第7条 工期

本業務の工期は契約日翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、道路台帳平面図は市民公開システムの運用業者に電子データとして提供を行うものとする。

先行提出物は13条の1の項目とする。

第8条 途中成果の提出

1. 受注者は、議会提出用資料及び告示用資料として必要な次の途中成果を納入期日までに提出すること。なお、資料の内容については三原市と協議し、その指示に従うこと。
 - 1) 告示資料：新規認定・廃止・区域変更・改良に係る起・終点地番及び路線の延長と最大・最小幅員一覧表
納入期限：令和9年3月1日
2. 受注者は、提出する成果の遺漏・間違いには特に留意し、二人以上のチェック体制を取り、報告後においてその数量に変更・追加・重複等があってはならない。
3. 納入期限は厳守するものとし、いかなる理由があっても引渡に遅延があってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合については、三原市と協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務の特記事項

第9条 路線網図作成作業

三原市から提供する網図データ（SHP形式）と定義仕様をもとに、本業務箇所の修正を行うものとする。修正時期と納期については、第7条の別業務の進捗や納期を考慮し、協議の上決定するものとする。

第10条 測定基図（現況地形）作成（道路現況平面図作成作業）

1. 三原市より提供する測定基図（TIF形式）をもとに、本業務箇所の修正を行うものとする。修正方法は以下の通りとする。
2. 測定基図は、道路実施設計図面又は道路工事完成図及び最新の航空写真等を元資料とし、測定基図の改良部分等の地形を修正する。また、必要に応じて現地測量により補測して作成する。ただし、土地区画整理事業分については、三原市が提供するデータで修正を行い、現地測量を省略できるものとする。

3. 上記作業により作成した改良部分等の地形を、測定基図画像を消込み、改良後の地形に更新する。本郷町に関しては図形編集装置を用いて編集素図から取得する道路現況データと既数値地形データとの整合を図りながら追加・削除等を行い、道路現況平面図を修正する。
4. 旧三原市、本郷町の道路現況平面図の図葉様式はメッシュ方式（A0判、1200×900mm）、久井町・大和町に関しては路線方式の図割とする。
5. 修正した本郷町の道路現況平面図数値データは、三原市で運用しているGISシステムへセットアップすること。

第11条 測定基図（道路台帳要素）作成（道路台帳平面図修正作業）

1. 前条で作成又は修正した測定基図の地形を基に、次に掲げる事項の図式及び三原市の指示に従って、測定基図に必要な表現事項を調査し、画像修正又は作成する。ただし、土地区画整理事業分については、三原市が提供するデータで修正を行い、現地測量を省略できるものとする。
 - 1) 道路区域の境界線
 - 2) 市界、町界及び字の名称
 - 3) 道路幅員及び道路幅員が0.5メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所ごとの幅員
 - 4) 道路中心線の曲線半径が30メートル未満の区間
 - 5) 道路中心線の縦断勾配が8パーセント以上の区間
 - 6) 路面の種類
 - 7) 橋、横断歩道等の道路法第2条第1項の規定による道路施設、又は工作物の名称種類及び形状
 - 8) 柵、駒止め等の道路法第2条第2項の規定による道路附属物の種類及び形状
 - 9) 自動車通行不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路状況により、最大積重量4トン以上の貨物自動車が行き止まりになる区間）
 - 10) 道路と効用を兼ねる他の工作物
 - 11) 交差する若しくは接続する道路又は重複する道路の種類及び路線名称
 - 12) バス停留所の位置及び名称
 - 13) 当該道路の沿道の公共施設、主要工作物及び河川の名称並びに河川の流水方向等
 - 14) 橋長14.5メートル以上の橋の種別、名称、延長、幅員、一般図、断面図、側面図及び完工年月日
 - 15) その他三原市の指示する事項
2. 上記で作成した測定基図を基に、旧三原市・久井町・大和町に関しては、画像データの修正箇所に、各種表現事項を図式及び発注者の指示に従って忠実に修正又は追加して台帳要素を追加作成する。本郷町に関しては図形編集装置を用いて編集素図から

取得する道路台帳要素データと旧道路台帳要素データとの整合を図りながら修正編集等を行い、編集済道路台帳平面図数値データを作成する。

3. 橋梁調書は、その延長が14.5メートル以上について構造図（平面図、横・断面図）、現場写真等を記載した調査表を作成し、14.5メートル未満についてはその延長等について現地調査し、橋梁調書を作成する。
4. 道路台帳平面図作成に当たり、新規路線については、標準横断面図を以下の要領で作成する。（発注者が指示したものについてのみ）
 - 1) 貸与する新規路線の横断面図面をコピーし、適宜の縮尺であらかじめ作成する様式の標準横断面図面の添付位置に貼り付ける。
 - 2) 予め作成する横断面図面の様式は三原市・受注者協議し、路線番号、路線名、新規認定年度、起・終点の位置、等々の情報を適宜に配置して作成し、三原市の承認を得るものとする。
 - 3) 作成する標準横断面図面集は、業務報告書に整理し、製本して納入するものとする。
5. 修正した本郷町の道路台帳平面図数値データは、三原市で運用しているGISシステムへセットアップすること。
6. 修正した道路台帳平面図は修正箇所を訂正して作成し、その成果は三原市の管理するマップロッカーへ差換え格納すること。

ただし、土地区画整理事業分については、三原市が提供するデータで修正を行い、現地測量を省略できるものとする。

第12条 道路台帳調書等作成作業

1. 本作業は新規又は修正した測定基図（現況地形、台帳要素）を基に下記に掲げる区間条件により区間設定を行い、路線ごとに起点又は修正区間を区間割し、一連番号を付した測定基図素図を作成する。
 - 1) 道路幅員及び車道幅員が0.5メートル以上変化する箇所
 - 2) 舗装種別が変化する箇所
 - 3) 改良済区間と未改良区間の変化する箇所
 - 4) 自動車通行不能区間
 - 5) 道路中心線の曲線半径が30メートル未満の区間における曲線半径の変化点
 - 6) 道路中心線の縦断勾配が8パーセント以上の区間における縦断勾配の変化点
 - 7) 道路と鉄道の交差部分
 - 8) 橋の取付け部分
 - 9) その他三原市の指示する箇所
2. 上記で作成した測定基図素図を基に、旧三原市・久井町・大和町は11条で作成した測定基図（道路台帳要素）へ、それらの区間情報を画像編集し作成する。本郷町に

関しては図形編集装置を用いて作成又は修正し、取得する基図区間データを既測定基図との整合を図りながら作業し、新しい道路台帳測定基図を作成する。

3. データシートは上記で作成した新しい道路台帳測定基図を基に、路線ごとに調書作成に必要な道路台帳要素の数値、各コード、名称等を記入し、作成する。
4. 測定基図で設定した区間の幅員及び延長に関してはデジタイザー又はこれと同等以上の性能を有する機器を使用し、そのデータを測定し、記録する。
5. データシートに整理した道路台帳要素データはパンチ入力し、座標測定で得られた数値データとともにマスターファイルを作成し、道路台帳調書作成システムで演算処理を行い、以下の調書を作成する。
6. 作成する調書は、下記の様式等とする。

- 1) 道路法様式に基づく調書

- ア 道路台帳調書
- イ 現況調書（区間調書）
- ウ 現況調書（車道幅員別）
- エ 実延長調書
- オ 橋梁調書
- カ 鉄道との交差調書

- 2) 総務省様式に基づく調書

- キ 地方交付税（道路・橋梁費）算定基礎資料
- ク 道路橋梁調書（地方交付税資料）

- 3) 国土交通省様式に基づく調書

- ケ 一、道路現況（総括）台帳・検査票
- コ 一、道路現況（独立専用自歩道）台帳・検査票
- サ 一、道路現況（部分自歩道）台帳・検査票
- シ 二、橋梁現況台帳・検査票
- ス 三、トンネル現況台帳・検査票
- セ 四、踏切道現況台帳・検査票

- 4) その他三原市の必要とする調書

7. 新規認定された路線の起・終点及び改良箇所の起点側と終点側の地番に関しては三原市・受注者協議して三原市の指示する地番を関係する調書へ記載する。
8. 上記で作成した全ての調書データは Excel（エクセル）で出力し、それらのデータは電子媒体（CD-R）に記録し納入する。
9. 既存及び上記で作成した道路台帳測定基図を旧三原市・久井町・大和町については PDF を作成し、それらのデータを電子媒体（CD-R）に記録し、納入する。

第13条 統合型GISシステム及び住民公開型システムデータ作成

1. 本業務で修正した路線網図、道路台帳図及び路線情報を統合型GISシステム及び住民公開型システムデータの更新をするために、更新用データを作成する。

また、道路台帳測定基図に個人名の記載がある場合は、消込を行うこと。

作成するデータは下記のとおりとする。

- ・道路網図ラインSHPデータ
- ・道路網図起終点ポイントSHPデータ
- ・道路台帳測定基図【三原、久井、大和】TIF形式：400dpi
- ・同上 標定要素TFWデータ

第3章 成果品

第14条 納入する成果品

納入する成果品は必要とする下記の成果物を各1式とするが、三原市・受注者協議し、三原市が必要とする場合は複数納入する。

1. 図面関係

(旧三原市)

- 1) 測定基図データ(PDF、TIF)(電子媒体/CD-R)
- 2) 橋梁調書図面
- 3) 道路網図SHPデータ
- 4) 道路網図起終点SHPデータ

(本郷町)

- 5) 道路(現況・台帳・基図)平面図数値データ(レベル1、000)
- 6) 道路台帳図面閲覧システム(アプリケーション及び数値地図データ)
- 7) 橋梁調書図面
- 8) 道路網図SHPデータ
- 9) 道路網図起終点SHPデータ

(久井町・大和町)

- 10) 測定基図データ(PDF、TIF)(電子媒体/CD-R)
- 11) 道路網図SHPデータ
- 12) 道路網図起終点SHPデータ

2. 調書関係

- 1) 道路法様式に基づく調書
 - ア 道路台帳調書
 - イ 現況調書(区間調書)

- ウ 現況調書（車道幅員別）
- エ 実延長調書
- オ 橋梁調書
- カ 橋梁（橋長14.5メートル以上）調書
- キ 鉄道との交差調書
- 2）総務省様式に基づく調書
 - ク 地方交付税（道路・橋梁費）算定基礎資料
 - ケ 道路橋梁調書（地方交付税資料）
- 3）国土交通省様式に基づく調書
 - コ 一、道路現況（総括）台帳・検査票
 - サ 一、道路現況（独立専用自歩道）台帳・検査票
 - シ 一、道路現況（部分自歩道）台帳・検査票
 - ス 二、橋梁現況台帳・検査票
 - セ 三、トンネル現況台帳・検査票
 - ソ 四、踏切道現況台帳・検査票
- 4）その他三原市の要求する調書
 - タ 標準横断図
 - チ 幅員別集計表
- 5）上記調書データのExcelデータ等（電子媒体／CD—R）
- 6）業務報告書及び照査報告書
- 7）打合せ記録簿
- 8）道路台帳調書作成システム（アプリケーション及び調書データ）
- 9）路線情報エクセルデータ

第4章 その他の特記事項

第15条 検査

- 1．納入成果品は発注者が行う検査を受けるものとし、その結果が不合格となり補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなくてはならない。
- 2．受注者は、管理技術者及び照査技術者立会いのもと社内検査を行わなければならない。

第16条 照査報告書

- 1．本作業を実施するに当たり、業務の着手時及び成果品作成時において品質を確保す

るために照査すべきチェック項目を記したチェックリストを作成して内容の過誤を正し、適正な成果品を納入されるようにする。

2. 受注者は、チェックリストに基づき業務の着手届及び成果品作成時に項目ごとのチェックを管理技術者及び照査技術者が実施し、その内容が適正に整っているかの確認及び成果品が適正に作成されているか照合をする。
3. 三原市は、着手時及び成果品納入時にチェック項目について照査が確実に行われているか照合を行う。なお、照合の終えたチェックリストは照査報告書として納入する。

第 17 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。また、それらに基づく手続きは、受注者が作成し、代行する。

第 18 条 個人情報の保護

本業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう次に掲げる事項に留意し個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 1) 受注者は、本業務に対して知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2) 受注者は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、当該調査の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段により収集しなければならない。
- 3) 受注者は、三原市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知りえた個人情報を当該調査の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に対して知りえた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努める。
- 5) 受注者は、三原市の承諾がある場合を除き、本業務を行うために三原市から引き渡された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。
- 6) 受注者は、本業務を行うために三原市から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を当該調査の終了後直ちに三原市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、三原市が別に指示した場合はこの限りでない。
- 7) 受注者は、この個人情報取扱いの事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに三原市に報告し、三原市の指示に従う。

第 19 条 著作権等

1. 本業務における成果品の著作権は全て三原市に帰属するものとし、本業務で知りえ

た業務情報、成果品に係る情報を受注者は一切第三者に対して漏洩、流用、転用等の行為をしてはならない。ただし、三原市の同意を得た場合についてはこの限りでない。

第 20 条 作業員証明書の携帯

1. 受注者は本業務の実施に当たり、三原市が発行する作業員証明書を常時現場作業員に携帯させるとともに、住民との間で摩擦や紛争を起こさないよう注意する。
2. 受注者は本業務が完了した時は、作業員証明書を三原市に返納しなければならない。

第 21 条 土地への立入り等

1. 受注者は、測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、三原市及び関係者と十分な協調を保ち、測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。
2. 受注者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ土地所有者及び占有者の許可を得て行う。
3. 前項の場合において生じた損失は、原則として受注者が補償する。

第 22 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の安全確保のため現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、三原市及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。また、受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

第 23 条 資料等の貸与及び返却

1. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに三原市に返却するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
3. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

以上

参 考 資 料

－三原市道路台帳作成及び修正業務委託－

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-08. 08. 01(0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

測量業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					X1000
測量業務標準歩掛					Y2A01 レベル1
	1	式			
台帳修正					Y2999 レベル2
	1	式			
路線網図作成					Y3999 レベル3
	1	式			
新規・改良路線網図作成					Y4999 レベル4
	7.82	km			
新規・改良路線網図作成					V0001 00
	7.82	km			単第0 -0001 表
測定基図作成					Y3999 レベル3
	1	式			
作業計画（新設・改良・廃止）					Y4999 レベル4
	7.82	km			
作業計画（新設・改良・廃止）					V0013 00
	7.82	km			単第0 -0002 表

測量業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現況平面図製図（新設・改良・廃止）	7.82	km			Y4999 レベル4
測定基図（現況地形）作成（新設・改良・廃止）	7.82	km			V0015 00 単第0 -0003 表
台帳平面図製図（新設・改良・廃止）	7.82	km			Y4999 レベル4
測定基図（道路台帳要素）作成（新設・改良・廃止）	7.82	km			V0016 00 単第0 -0004 表
台帳平面図製図（新設・改良・廃止）	7.82	km			Y4999 レベル4
測定基図区割り作成（新設・改良・廃止）	7.82	km			V00165 00 単第0 -0005 表
測定基図製図（新設・改良・廃止）	7.82	km			Y4999 レベル4
測定基図製図（新設・改良・廃止）	7.82	km			V0017 00 単第0 -0006 表
製本	1	式			Y3999 レベル3

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測定基図PDF作成					Y4999 レベル4
	7.82	km			
測定基図PDF作成 一式					V0019 00
	7.82	km			単第0 -0007 表
道路台帳調書作成					Y3999 レベル3
	1	式			
計画準備					Y4999 レベル4
	7.82	km			
計画準備					V0022 00
	7.82	km			単第0 -0008 表
座標測定（新設・改良等）					Y4999 レベル4
	7.82	km			
座標測定（新設・改良等）					V0023 00
	7.82	km			単第0 -0009 表
データシート作成					Y4999 レベル4
	7.82	km			
データシート作成					V0024 00
	7.82	km			単第0 -0010 表

測量業務費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
データ入力					Y4999 レベル4
	7.82	km			
データ入力					V0025 00
	7.82	km			単第0 -0011 表
演算処理					Y4999 レベル4
	7.82	km			
演算処理					V0026 00
	7.82	km			単第0 -0012 表
調書作成					Y4999 レベル4
	7.82	km			
調書作成					V0027 00
	7.82	km			単第0 -0013 表
台帳閲覧システムセットアップ					Y4999 レベル4
	1	式			
台帳閲覧システムセットアップ					V0028 00
	1	式			単第0 -0014 表
打合せ協議					Y3999 レベル3
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ協議					Y4999 レベル4
	1	回			
打合せ協議					V0030 00
	1	回			単第0 -0015 表
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
＊＊直接測量費＊＊					
諸経費					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務価格計					
消費税相当額計					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0007

新規・改良路線網図作成

V0001

單第0 -0001 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

作業計画（新設・改良・廃止）

V0013

單第0 -0002 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

測定基図（現況地形）作成（新設・改良・廃

V0015

単第0 -0003 表

頁0 -0009

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	2.5	人			
測量技師	1.5	人			
測量技師補 (外業)	5.0	人			
測量技師補	3.0	人			
機械経費	3.0	%			#01
材料費	4.0	%			#01
*** 合計 ***	10	km			
*** 単位当たり ***	1	km			

施工単価表

測定基図（道路台帳要素）作成（新設・改良

V0016

単第0 -0004 表

頁0 -0010

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	1.0	人			
測量技師	2.0	人			
測量技師補 (外業)	3.0	人			
測量技師補	6.5	人			
機械経費	3.0	%			#01
材料費	4.0	%			#01
*** 合計 ***	10	km			
*** 単位当たり ***	1	km			

施工単価表

頁0 -0011

測定基図区割り作成（新設・改良・廃止）

V00165

單第0 -0005 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

測定基図製図（新設・改良・廃止）

V0017

單第0 -0006 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

測定基図PDF作成 一式

V0019

單第0 -0007 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

座標測定（新設・改良等）

V0023

單第0 -0009 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

データシート作成

V0024

單第0 -0010 表

頁0 -0016

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

データ入力

V0025

单第0 -0011 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

演算処理

V0026

單第0 -0012 表

10

km

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

調書作成

V0027

單第0 -0013 表

10

km 当り

[illegible]

施工単価表

台帳閲覧システムセットアップ

V0028

單第0 -0014 表

頁0 -0020

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

打合せ協議

V0030

單第0 -0015 表

回 当り

[illegible]